

書(3)

81

昭和三十年(ワ)第二九一四号損害賠償請求事件

原告 田 隆

被告 国

昭和三十一年十一月十六日

被告指定代理人

堀 内 恒 忠 久
堀 内 恒 忠 久

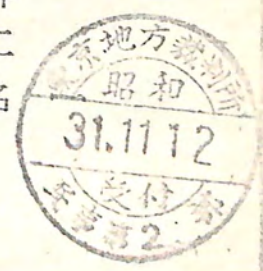
男 彦 雄

東京地方裁判所民事第二十四部

御 中

準 備 書 面 (第三)

外二名



原 V 草

被 皿 草

長 子

原告第四準備書面について

一、 広島及び長崎に原子爆弾を投下する意思を決定して軍部に命令したのが当時のアメリカ合衆国大統領トルーマンであり、この意思決定に参画した多数の謀議者のあつたことは何れも知らない。

二、 原告主張の「空襲に関する規則案」及び「集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約」は、いづれも、原子爆弾の投下当時、条約として成立していないので、実定法をしてその存在を認めることはできず、更に進んで、これを条理として国際法の法源とすることはできないものと考えらる。

以上